

令和2年8月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和2年第9回）議事録

1. 開催日時 令和2年8月18日（火曜日）午後2時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1番 齋藤 誠	13番 佐々木 知 榮
2番 畑山 留美子	14番 加藤 三 敏
3番 佐藤 喜 勝	16番 富 樫 公 一
4番 岡部 五一郎	17番 伊藤 直 子
5番 佐々木 亨	18番 菅 原文 克
6番 小野 晃 一	19番 佐藤 秀 孝
7番 大瀧 浪 雄	20番 佐藤 源 樹
8番 小松 健	21番 庄 司 和 夫
9番 小松 幸 夫	22番 伊藤 剛
10番 佐藤 順	23番 吉尾 麻 美
11番 佐藤 崇	24番 佐藤 系 悦
12番 佐々木 純 一	

4. 欠席した委員（1名）

15番 石井 勲

5. 議事日程第1号 令和2年8月18日 午後2時 開会

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第76号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第6. 議案第77号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第7. 議案第78号 農地転用事業計画変更承認の件

第8. 議案第79号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第9. 議案第80号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高 橋 孝 紀	次 長	豊 嶋 昌 則
農地班長	小 松 和 則	農政班長	二 見 真 之
主 査	釜 台 勇 樹	主 査	齋 藤 身 子
主 任	佐々木 智 慧		
主事(矢島庶務班)	村 上 崇 敬	主任(岩城庶務班)	佐 賀 步
技師(由利庶務班)	豊 島 達 也	主事(大内庶務班)	池 田 卓 也
主事(東由利庶務班)	遠 藤 大 騎	主事(西目庶務班)	高 橋 菜 摘
主任(鳥海庶務班)	櫻 井 浩 規		

8. 総会議長
佐藤系悦

9. 議事録署名委員
3番 佐藤喜勝
4番 岡部 五一郎

10. 会議の概要

○議長

これより、令和2年8月5日公示招集されました、令和2年第9回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。15番石井勲委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、議案第76号から議案第80号までの計5件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、3番佐藤喜勝委員、4番岡部五一郎委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

【事務局長による会務報告】

○議長

日程第5、議案第76号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、農地法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしていることについて説明する。)

○議長

議案第76号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第76号の申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第77号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、使用貸借権及び賃借権の新規、期間は1年から20年である旨説明する。また、3番の案件については、申請前の耕作面積が0㎡となっているが、営農計画書により販売用野菜を作付けすることを確認。また、法人の売上高、構成員、役員の状況から、農地所有適格法人の要件を満たしていることを説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

(農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第77号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【14番手を挙げる】

○議長

14番・加藤三敏委員。

○14番・加藤三敏委員

内容がわからなくて聞きますけれど、6番と7番は、秋田県農業公社が借りて、秋田県農業公社が貸すということですか。

○議長

事務局。

○事務局

これは、中間管理機構を通した貸借となっており、一括化方式によるものですが、一度、出し手の方が農業公社に農地を貸して、農業公社から受け手の方に貸付するという仕組みになっております。

○議長

他にございませんか

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第77号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩】

○議長

会議を再開いたします。日程第7、議案第78号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、はじめに1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、当初計画がやむを得ない事情により頓挫したため、現在他の用途に無断転用し使用していることから、今回の変更申請となったこと。また、無断転用については、今後は法令を遵守する旨を記載した顛末書が添付されていることを説明。今回の計画変更に際し、申請地が造成済みで農地としての利用は不可能であり、事業者の故意、重大な過失も認められず、また、変更後の転用事業が変更前と比べて同程度の必要性があり、周辺農地に影響を及ぼさないことが認められ、立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断できること。本案件については過去の県許可案件であることから、本総会で承認相当と決定した場合は、総会翌日付けで県へ意見書を付して進達する旨説明。)

○議長

次に2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、当初計画がやむを得ない事情により、事業が完了できなくなったことから、今後他者に売却し、他の用途に変更を計画していること。その際は、あらためて承継者と連名で転用申請が出る旨説明。また、今回の計画変更に際し、申請地が、造成済みで農地としての利用は不可能であり、事業者の故意、重大な過失も認められず、変更後の転用事業が変更前と比べて同程度の必要性があり、承継者の資金計画等により変更後の事業の確実性があり、周辺農地に影響を及ぼさないと認められ、立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断されること。また、本案件は過去の県許可案件であることから、本総会で承認相当と決定した場合は、総会翌日付けで県へ意見書を付して進達する旨説明する。)

○議長

議案第78号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番・富樫公一委員。

○16番・富樫公一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第78号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

議案第78号は、先ほど事務局の説明にあったとおり、県の許可を必要とする案件でありま

す。

はじめに、1番についてお諮りいたします。議案第78号1番は、申請が適法と認め、承認相当とし、県に進達することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号1番は、申請が適法と認め、承認相当とし、県に進達することに決定いたしました。

次に、2番についてお諮りいたします。議案第78号2番は、申請が適法と認め、承認相当とし、県に進達することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号2番は、申請が適法と認め、承認相当とし、県に進達することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第79号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、はじめに1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

次に2番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第79号1番から2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番・富樫公一委員。

○16番・富樫公一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に3番について事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読。なお、この農地には、申請者が農地法を熟知していなかったため、過去に施設を建設してしまっており、この件について、申請者から顛末書が提出されており、悪質とは認められないこと、今後は農地法を遵守するとされていることから、申請を受理したも

のであることを説明。申請内容は、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第79号3番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番・齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第79号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第79号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第79号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩】

○議長

会議を再開いたします。

日程第9、議案第80号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第80号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番・富樫公一委員。

○16番・富樫公一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第80号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第80号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。

議案第80号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後2時50分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐 藤 喜 勝

議事録署名委員 岡 部 五 一 郎